

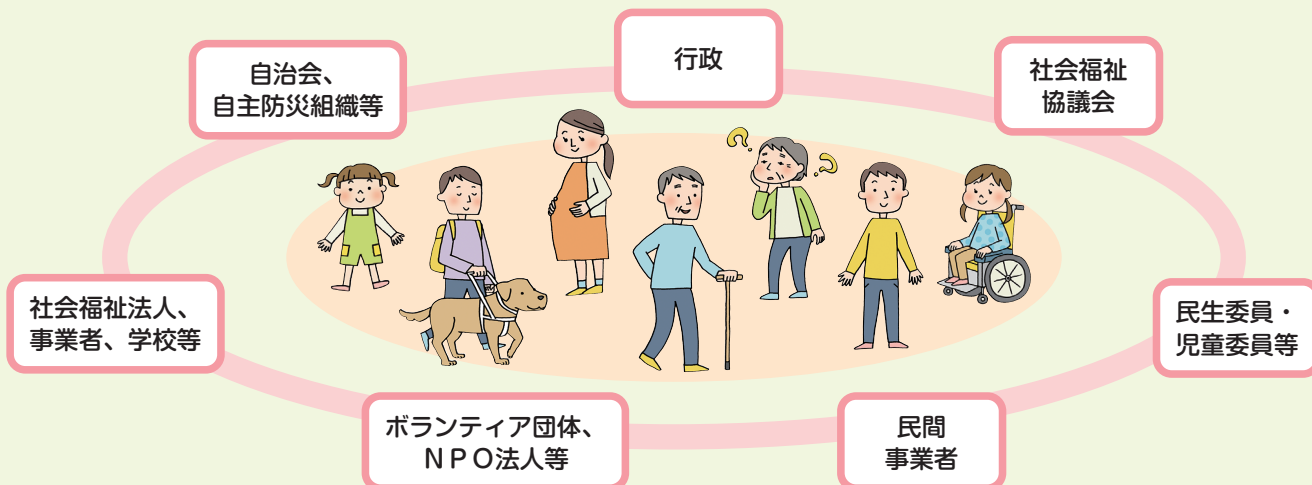
第3期下野市地域福祉計画・地域福祉活動計画

(下野市みんなで築く 地域の絆プラン)

概要版

■ 地域福祉とは

地域福祉とは、地域で生活や仕事をともにするすべての人々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、地域住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などがお互いに協力し、暮らしやすい地域づくりを進めていくことです。

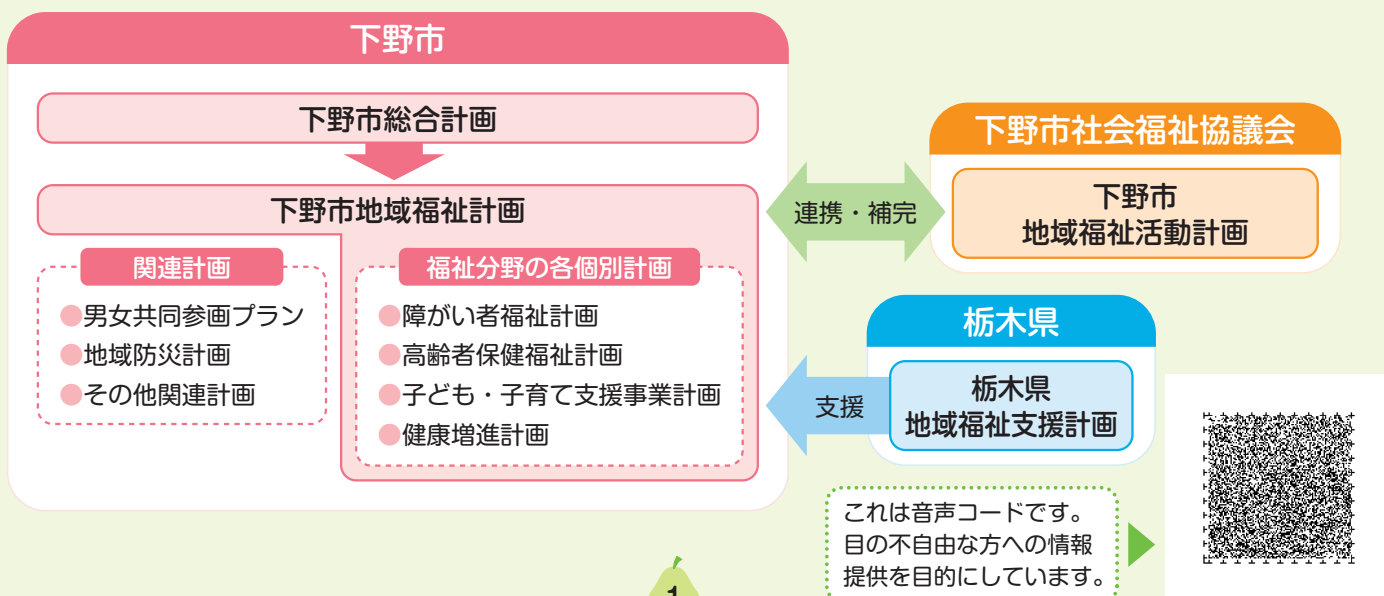


■ 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

地域福祉計画は市が策定するもので、地域福祉の推進に向けた基本的な考え方や、目指す地域の将来像について示しています。また、福祉分野における各個別計画の上位計画として、それらを「地域福祉の推進」という観点から横断的につなぐ役割を担っています。

地域福祉活動計画は社会福祉協議会が策定するもので、地域福祉を実行するための、地域住民・福祉関係団体などの具体的な活動や行動について示しています。

下野市では、地域福祉のさらなる充実に向けて、この2つの計画を一体的に策定しています。なお、計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間としています。



■ 策定の背景と下野市が目指す「地域共生社会」

近年では

少子高齢化や核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化などにより、これまで地域社会が果たしてきた支え合いや助け合いの機能が低下してきています。



加えて

制度・分野ごとの「縦割り」による支援だけでは対応しきれない、制度の狭間 (※)にある問題の顕在化や、生活課題の多様化・複雑化が社会問題となっています。

そこで…

※「制度の狭間」とは、8050問題やヤングケアラー、ごみ屋敷などの、これまでの制度の枠組みでは十分に支援することが難しい、複合的な課題を抱えた状態のことを意味しています。

国では

地域福祉の推進に向けて、誰もが役割をもち、支援の「支え手」「受け手」という関係を超えて活躍できる社会、すなわち**地域共生社会**の実現を掲げています。

下野市では

すべての市民が住み慣れた地域において支え合いながら、一人ひとりが安心して自立した生活を送ることができる**地域共生社会**の実現を目指しています。

地域共生社会について詳しく知りたい方はこちらをご覧ください
(厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト)



■ 市の課題と計画の基本理念・基本目標

初めに

地域の現状を把握するため、各種アンケートや住民懇談会などを実施しました。



その結果

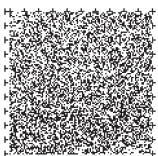
高齢化の進行や世帯当たり人員の減少、自治会加入率の低下などにより、日常的なつながりの希薄化や、制度の狭間にある問題への対応に課題があることがわかりました。

課題解決に向けて

地域の中で育んできた思いやりの心を継承しながら、市民が互いに支え合う「地域共生社会」を目指して、本計画の基本理念を「思いやりの心を育み 支え合いの輪が広がる 共生のまち 下野」としました。

基本理念を
実現するために

人づくり **地域づくり** **仕組みづくり** の3つの視点から、地域福祉計画・地域福祉活動計画で共通の基本目標を掲げ、その達成に向けた施策をそれぞれ位置付けました。



思いやりの心を育み 支え合いの輪が広がる 共生のまち 下野

各種アンケートや住民懇談会などからみえる地域福祉に関する課題

課題 1

地域活動や啓発活動を担う人づくりの必要性

課題 2

つながりの中で安心して暮らせる地域づくりの必要性

課題 3

支援を必要とする人が適切な支援を受けられる仕組みづくりの必要性

基本目標

基本目標 1

地域福祉を担う人づくり

基本目標 2

支え合いの輪が広がる地域づくり

基本目標 3

地域共生社会を実現する仕組みづくり

施策

地域福祉計画

- 施策 1 支え合い助け合う意識の醸成
- 施策 2 地域活動への参加促進に関する意識の醸成
- 施策 3 地域で主体的に活動する人材の育成

地域福祉活動計画

- 施策 1 地域福祉への理解と啓発
- 施策 2 地域福祉を支える人材の育成
- 施策 3 支え合い助け合いの気持ちの啓発

地域福祉計画

- 施策 1 地域共生の場づくりの推進
- 施策 2 多分野の連携による活躍の場の創出
- 施策 3 課題を抱える人をみんなで支える地域の実現
- 施策 4 安全・安心な地域の推進

地域福祉活動計画

- 施策 1 地域住民の交流促進
- 施策 2 地域福祉活動の支援
- 施策 3 誰もが安心して暮らしやすい環境の整備

地域福祉計画

- 施策 1 分野間の連携による総合的・包括的な福祉の提供
- 施策 2 総合的な相談体制の充実
- 施策 3 多様な地域課題に分野横断的に対応する体制の充実
- 施策 4 誰もが活躍できる環境の整備

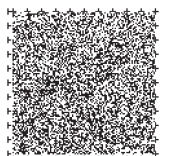
地域福祉活動計画

- 施策 1 福祉サービスの提供と充実
- 施策 2 支援を必要とする人へのサービスの充実
- 施策 3 相談支援体制の充実

私たちが取り組むこと

地域福祉を推進していくためには、市や社会福祉協議会の取組だけでなく、**地域みなさんの協力が必要です。**

計画の3つの基本目標それぞれの達成に向けて、「私たちが取り組むこと」を位置付けています。次のページから内容を掲載していますので、できることから取り組んでみましょう。



基本目標 1

地域福祉を担う人づくり

市が取り組むこと

施策 1 支え合い助け合う意識の醸成

- ①地域のつながりを大切にする意識の醸成 **重点**
- ②認知症や障がいについて学ぶ機会の充実
- ③多様性を認め合う意識の醸成

施策 2 地域活動への参加促進に関する意識の醸成

- ①地域活動への参加につながる情報の提供 **重点**
- ②地域活動に対する関心の醸成
- ③自治会に関する情報の提供

施策 3 地域で主体的に活動する人材の育成

- ①地域の様々な活動を通して支え合う人材の育成
- ②ボランティアで活躍する人材への支援
- ③自治会や地域コミュニティで活躍する人材への支援



社会福祉協議会が取り組むこと

施策 1 地域福祉への理解と啓発 **重点**

- 市民の主体的な地域活動への参加に向けて、イベントや情報提供を通じた啓発活動に取り組みます。

施策 2 地域福祉を支える人材の育成 **重点**

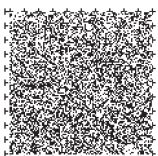
- 地域活動への参加のきっかけづくりや機会の提供、地域活動に参加しやすい環境づくりを行うことで、地域福祉を支える人材の確保・育成を図ります。

施策 3 支え合い助け合いの気持ちの啓発

- 募金運動等の実施により、支え合い助け合いの気持ちを啓発します。

私たちが取り組むこと

- 地域で行われるイベント等に興味をもち、積極的に参加します。
- 地域福祉への関心を高め、情報を積極的に入手します。
- ボランティア活動や地域の交流、集いの場等に参加します。
 - 福祉教育に協力し、地域の子どもたちに福祉の心を受け継いでいきます。
 - 寄附等の支え合い活動に参加します。



施策 1 - 取組①

地域のつながりを大切にする意識の醸成

各種講座や講演会、広報等を通して、地域とのつながりの重要性についての啓発を推進します。



施策 2 - 取組①

地域活動への参加につながる情報の提供

地域活動に参加しようとする方が、分かりやすく簡単に情報を得られるよう、情報提供の充実を図ります。

施策 1 - 事業①

しもつけふくしフェスタの開催

人と人のふれあいの場をつくるとともに、ボランティアや地域活動についての情報提供を行います。



施策 2 - 事業①

ボランティアセンター機能の充実

ボランティアに関する情報提供や、活動にあたっての団体等への支援を通して、ボランティア活動が盛んな地域づくりを図ります。



基本目標 2

支え合いの輪が広がる地域づくり

市が取り組むこと

施策 1 地域共生の場づくりの推進

- ①誰もが参加しやすい地域の場の充実 **重点**
- ②地域で活動しやすい場づくりの推進

施策 2 多分野の連携による活躍の場の創出

- ①多分野にわたる地域活動の活性化
- ②地域資源を活かした地域活動の推進
- ③生涯学習分野と連携した地域福祉の推進

施策 3 課題を抱える人をみんなで支える地域の実現

- ①身近な地域で支え合うことができる体制・基盤の整備 **重点**
- ②課題を抱える人に気づき支えるネットワークの充実
- ③[再犯防止推進計画]
犯罪をした人等の社会復帰を支える取組の充実

施策 4 安全・安心な地域の推進

- ①地域における防災力の強化
- ②誰もが安心して暮らせる都市基盤の整備
- ③福祉に関する情報提供



施策 1 - 取組 ①

誰もが参加しやすい 地域の場の充実

誰もが気軽に参加できる、対象を限定しない居場所の整備を目指します。

施策 3 - 取組 ①

身近な地域で 支え合うことができる 体制・基盤の整備

住民に身近な圏域の中で、生活課題を把握し解決に向けた検討を行う、分野横断的な体制を整備します。

社会福祉協議会が取り組むこと

施策 1 地域住民の交流促進

- 地域の多様な住民の交流に向けて、誰もが参加できる機会を創出します。

施策 2 地域福祉活動の支援 **重点**

- 団体等への支援を通して、市民の主体的な活動による地域コミュニティの形成を促進します。

施策 3 誰もが安心して暮らしやすい環境の整備 **重点**

- 高齢者への支援や児童の見守り、災害対策の体制づくり等を通して、安心して暮らしやすい環境を整備します。

施策 2 - 事業 ①

地区社協組織整備

地域の福祉課題を「住民同士の助け合い」によって解決していけるよう福祉コミュニティづくりを推進します。

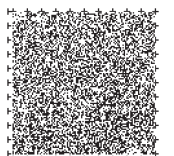
施策 3 - 事業 ①

生活支援体制整備事業

市民が主体となり地域福祉活動が開けるよう、行政・関係機関との連携体制を構築します。

私たちが取り組むこと

- 地域の方向士で交流する機会に参加します。
- 障がい者や高齢者等と交流する機会に参加します。
- 地区社協の活動に興味をもち、参加します。
- 子どもたちが安心して暮らせる環境づくりに協力します。
- 防災に関心をもち、地域でどのような備えが必要なのか考えます。



基本目標 3

地域共生社会を実現する仕組みづくり

市が取り組むこと

施策 1 分野間の連携による総合的・包括的な福祉の提供

- ①地域課題に取り組む多職種の連携体制の充実 **重点**
- ②包括的な支援体制の構築に向けた多様な主体による連携の推進
- ③福祉分野の連携による分野横断的な支援の提供

施策 1 - 取組①

地域課題に取り組む多職種の連携体制の充実

多分野の福祉関係者等による、地域課題の解決を目指した会議等を開催します。

施策 2 総合的な相談体制の充実

- ①分野を問わない相談支援の充実 **重点**
- ②個別分野における相談支援の強化と連携

施策 2 - 取組①

分野を問わない相談支援の充実

誰もが必要な支援を受けられる、分野を問わない相談体制の整備を図ります。

施策 3 多様な地域課題に分野横断的に対応する体制の充実

- ①分野横断的な生活困窮者支援の推進
- ②自殺対策の推進
- ③虐待やいじめなどあらゆる暴力の防止
- ④地域の災害対策への支援の推進

施策 4 - 取組①

就労や社会参加に課題を抱える若者等への支援の推進

就労や地域活動等に課題を抱える若者等の社会参加を支援します。

施策 4 誰もが活躍できる環境の整備

- ①就労や社会参加に課題を抱える若者等への支援の推進 **重点**
- ②高齢者・障がい者等の就労支援の推進
- ③移動支援の推進



社会福祉協議会が取り組むこと

施策 1 福祉サービスの提供と充実

- 地域住民が適切な福祉サービスの利用、活動へ参加ができるようサービスの提供体制づくりを推進します。

施策 2 - 事業①

生活困窮者自立相談支援事業

様々な関係機関と協働し複合的な課題を抱える生活困窮者の相談を受け、自立に向けたオーダーメイドの支援を行います。

施策 2 支援を必要とする人へのサービスの充実 **重点**

- 誰もが必要な福祉サービス等を安心して利用できるよう、きめ細かい支援体制の充実を図ります。

施策 3 - 事業①

地域包括支援センター事業

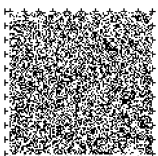
地域で暮らす高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、関係機関との連絡調整を行います。

施策 3 相談支援体制の充実 **重点**

- 地域の中で誰もが必要な福祉サービス等を安心して利用できるよう、相談活動や情報提供の充実を図ります。

私たちが取り組むこと

- どのような福祉サービスがあるか興味をもちます。
- 生活困窮者の自立支援に地域で協力します。
- 年齢や障がいの有無に関わらず活躍できる地域づくりを進めます。
- 成年後見制度や権利擁護の取組について、理解を深めます。
- 健康づくりに興味をもち、講座等に参加します。
- 適切な相談支援を受けられる地域づくりを進めます。



■ 成年後見制度利用促進基本計画

すべての市民が安心して暮らせる地域を目指して、第3期下野市地域福祉計画・地域福祉活動計画に**成年後見制度利用促進基本計画**を含めて策定しています。

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、その他精神上の障がいなどによって判断能力が十分ではない人の、権利や財産を守るための制度です。

身上保護（介護・福祉サービスの利用や施設入所、入院に伴う契約締結等）や財産管理（不動産や預貯金等の管理や相続手続き等）といった法律行為を代わりに行う成年後見人、保佐人、補助人を選任します。

各種調査からみえる現状と課題

- 制度名の認知度は6割台となっている一方で、内容まで知っている割合は3割台となっています。
- 高齢化の進行などに伴って、市に関わる成年後見制度の申立て件数は近年増加しています。
- 障がい者団体では成年後見制度に対するニーズが高くなっている一方で、全体では低くなっています。



基本目標

（1）適切な成年後見制度利用につながる地域づくり

成年後見制度に関する周知・啓発や、見守り活動等の推進を通して、権利擁護支援の必要な人を発見・支援できる地域づくりを推進します。

（2）制度利用によって権利を守る体制づくり

成年後見制度等の利用によって、本人の権利を守ることができるよう、早期段階での相談・対応に向けた体制構築や、本人の意思を尊重した支援を推進します。

（3）関係機関が連携して権利擁護に取り組む仕組みづくり

関係機関が連携して相談や支援の必要な人の発見から適切な制度の利用へとつなげるネットワークの構築に向けて、中核となる機関の整備等に取り組みます。

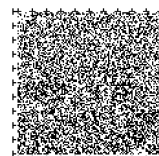
成年後見制度について詳しく知りたい方はこちらをご覧ください
(厚生労働省 成年後見制度のご案内)



主な事業

成年後見制度なんでも相談会

地域包括支援センターや障がい児者相談支援センター、社会福祉協議会に配置されている社会福祉士等が、成年後見制度に関する相談を引き受けます。



地域の相談窓口 (市外局番0285)

高齢者に関すること

- 市 ③ 高齢福祉課：☎ (32) 8904
- ① 地域包括支援センターいしばし：☎ (51) 0633
- ④ 地域包括支援センターこくぶんじ：☎ (43) 1229
- ⑤ 地域包括支援センターみなみかわち：☎ (48) 1177

障がい者に関すること

- 市 ③ 社会福祉課 障がい福祉グループ：☎ (32) 8900
- 市 ③ 障がい児者相談支援センター：☎ (37) 9970

子どもに関すること

- 市 ③ こども福祉課：☎ (32) 8903
- 市 ③ 学校教育課：☎ (32) 8918
- ② 学校教育サポートセンター：☎ (52) 1140

子育てに関すること からだやこころの健康に関すること

- 市 ③ 健康増進課：☎ (32) 8905

ひとり親家庭に関すること 婦人相談 (DV 含む) に関すること

- 市 ③ こども福祉課：☎ (32) 8903

- ① 地域包括支援センターいしばし：下古山1174
- ② 学校教育サポートセンター：花の木2-2-25
- 市 ③ 市役所内にある相談窓口：笹原26
- ④ 社会福祉協議会内にある相談窓口：小金井789
地域包括支援センターこくぶんじ
- ⑤ 地域包括支援センターみなみかわち：仁良川1651-1

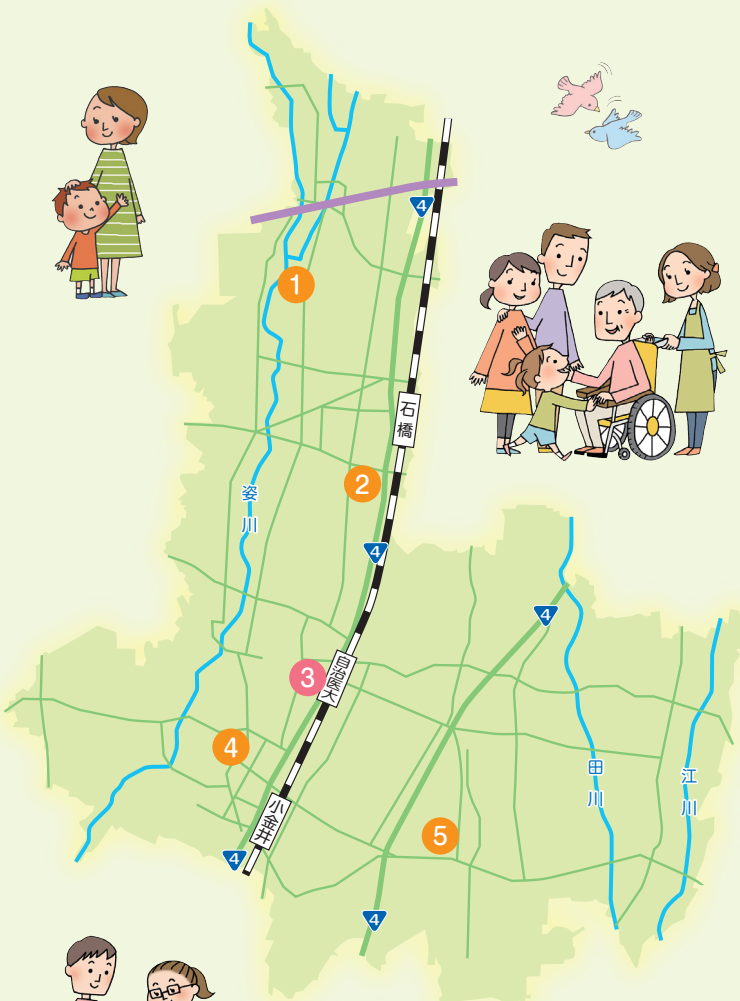


生活に困っているとき

- 市 ③ 社会福祉課 生活保護グループ：☎ (32) 8901
- ④ 社会福祉協議会：☎ (43) 1236

地域福祉に関すること ボランティア活動に関すること

- ④ 社会福祉協議会：☎ (43) 1236



第3期下野市地域福祉計画・地域福祉活動計画 概要版

(令和4年3月)

発行：下野市・下野市社会福祉協議会

【下野市役所 健康福祉部 社会福祉課】
〒329-0492 下野市笹原26番地
電話：0285-32-8899 FAX: 0285-32-8601

【下野市社会福祉協議会 地域福祉課】
〒329-0414 下野市小金井789番地
電話：0285-43-1236 FAX: 0285-44-5807

